

# 令和元年度愛媛支部収支(暫定版)

(百万円)

## 資料 2

	収 入					計	
	保険料収入		その他収入		債権回収 以外		債権回収
	一般分						
全国計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269	12,435	9,647,576	
38 愛媛	115,989	115,968	681	498	184	116,671	

	支 出											計			
	医療給付費(調整後)(国庫補助を除く)								現金給付費等 (国庫補助等を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を除く)	業務経費 (国庫補助を除く)		一般管理費 (国庫負担を除く)	その他支出	平成29年度の 収支差の精算
	医療給付費				年齢調整額	所得調整額	激変緩和								
	(A)-(B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)												
			平成28年度 の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)											
全国計	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	-	-	-	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	-	91,070,696
38 愛媛	62,317	67,997	67,997			303	▲5,722	▲261	5,313	41,249	1,643	524	420	▲560	110,906

	収支差		
	計	全国平均分	地域差分
全国計	539,880	539,880	-
38 愛媛	5,765	6,512	▲747

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。  
 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。  
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。  
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。  
 また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。  
 5. 「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。  
 6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

